

メルカードゴールドショッピング保険のご案内

【補償を受けられる人】

メルカードゴールドをご契約されている本会員様。ただし、補償の対象となる商品を正当な権利をもって所有されている方とします。

【補償内容】

メルカードゴールドでご購入された商品が、ご購入日を含め 60 日以内に偶然な事故（破損、盗難(※1)、火災等）により生じた損害に対して、年間最高 300 万円(※2)まで補償いたします。

自己負担額：1 事故あたり 3,000 円

※1：「メルカリ」内での購入品に対する「盗難(強盗、窃盗またはこれらの未遂)」補償については、上記に加え、下記条件を満たした場合に補償対象となります。

- ①メルカリ便(らくらくメルカリ便・ゆうゆうメルカリ便・エコメルカリ便・梱包発送たのメル便)にて取引されたもの。
- ②(保険金ご請求時)警察への盗難届のご提出。
- ③購入日から 30日以内に発生する盗難については免責。

※2：「メルカリ内での購入物」につき、メルカリが提供する補償対応を受けられている場合には、損害額より当該補償による補償金額を差し引いた金額を本保険における支払保険金とします。

(保険金ご請求時に、カード会員様及び契約者であるメルペイ側にて確認させていただきます。)

【この保険による補償の対象にならない主な場合】

- 1 次に掲げる損害は、補償の対象になりません。
 - ① 会員または保険金を受け取る方の故意に起因する損害。
 - ② 台風、豪雨等による洪水等の水災、もしくは地震に起因する損害
 - ③ 戦争、侵略行為、戦闘行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使に起因する損害

④ 通常の使用による消耗損傷、核燃料物質による汚染、商品のかし（いわゆる不良品）に起因する損害

⑤ 置き忘れ、紛失・遺失に起因する損害

⑥ 商品の誤った使用に起因する損害

⑦ 電氣的または機械的の事故によって保険の対象に生じた損害

⑧ 詐欺または横領に起因する損害

2 次に掲げる物は、補償の対象になりません。

1 不動産

2 船舶（ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機（ヘリコプターおよび飛行船を含みます。）、自動車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

3 原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキーおよびこれらの付属品

4 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡およびこれらに類する物

5 動物および植物

6 小切手および手形その他の有価証券、現金、印紙、切手、乗車券類（鉄道および船舶の乗車船券、航空機の航空券ならびにこれらの定期券）ならびに宿泊券、観光券、旅行券その他あらゆる種類のチケット

7 食料品

8 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物

9 ラジコン模型、ラジコンヘリ、無人ヘリおよびこれらの付属品

10 ソフトウェアまたはプログラム等の無対物

11 スマートフォン

12 「メルカリ」以外で購入した携帯式電子機器（移動電話、ポケットベル等の通信機器、ノート型パソコン、ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品をいいます。）

13 1個または1組の価格が30万円を超える貴金属、時計、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品

14 1個または1組の購入価格が1万円以下のもの

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

【事故のご報告先】

メルカードゴールドショッピング保険

お問い合わせ・保険金請求窓口（キューアンドエー株式会社）

電話番号：0120-253-135

【受付時間：午前 10:00～午後 18:00(土日祝休)】

【保険金のご請求に必要な書類】

ご請求になる 保険金の種類	国内旅行傷害保険			海外旅行傷害保険				ショッピング プロテクション
	傷害死亡	傷害後遺 傷害	入院 通院	傷害死亡	傷害後遺 傷害	傷害治療 費用	疾病治療 費用	
必要書類								
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
日本出入国およびご本人のお名前を確認できる書類 * 1				○	○	○	○	
事故証明書（公の機関、やむをえないとき第三者のもの）	○	○	○	○	○	○		○
医師の診断書 * 2		○	○		○	○	○	
治療費の明細書および領収書						○	○	
第三者の損害を証明する書類								
購入時の領収書・保証書類・修理見積書等								○
死亡診断書または死体検案書	○			○				
被保険者の戸籍謄本	○			○				
被保険者の法定相続人の戸籍謄本	○			○				
被保険者の法定相続人の印鑑証明書	○			○				
損害箇所の写真								○
その他の関係書類								

詳しくは事故受付の際にご案内させていただきます

* 1：eチケットもしくはパスポートのコピー（日本出入国のスタンプのページおよびお写真のページ）等

* 2：保険金請求額が30万円を超える場合は、原則病院から発行された診断書をご提出ください。
ただし、保険金請求額が30万円以下の場合でも、診断書のご提出をお願いしますので、予めご了承ください
(注) 保険金を請求するときは○を付した書類のうち東京海上日動火災保険株式会社が求めるものを提出いただきます。

【保険金請求の方法】

事故が発生した場合は速やかに上記お問い合わせ窓口まで事故の内容をご報告ください。

また、以下の必要書類をご手配下さい。

- ・ 保険金請求書
- ・ 購入時のメルカードゴールドご利用控えおよび明細のわかるレシート
- ・ 修理見積書、領収書（全損の場合は修理不能証明書）および写真
- ・ (メルカリ内にてメルカードゴールドにて購入されたものが盗難にあった場合)警察への盗難届

保険会社への保険金のご請求の際には、カード会員資格（クレジットカード番号下 4 桁、氏名、生年月日、ご住所、メルカリアプリ登録電話番号等）、および決済情報(購入物の詳細・購入日・購入金額)等を確認させていただきます。

また、保険金ご請求に際しカード会員様へお伺いさせていただきます上記各情報に関しま

しては、保険金支払いに関する対応を目的として、カード会社、本保険の引き受け保険会社(東京海上日動火災保険株式会社)および業務受託会社間にて共有・利用させていただきます。保険お問合せ窓口へお問合せされる際には個人情報のご利用に関しご理解賜れますと幸いです。業務受託会社もしくはカード会社のサービス提供時間等により、カード会員様資格のご確認および保険金お支払い手続きにお時間を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。カード会員資格、決済情報の確認が出来なかった場合には、保険金のご請求受付はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

ご注意

このページに掲載している内容は概要であり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

以上